

公益社団法人日本てんかん協会

基金へのご協力をお願い

てんかんの有病率はおおよそ100人に1人と言われ、わが国でも全国に推定で約100万人の患者がいると言われていています。しかしながら、てんかんをとりまくわが国における医療や福祉の環境・制度は、きわめて脆弱なものです。

てんかんは、子どもの場合、その多くが思春期までに発病することから、教育、就労、結婚など、青年期の重要な時期を発作とともに過ごすこととなります。私たちは、一日も早く発作がコントロールされ、安心して学び、働き、生活できることを願っていますが、現実にはてんかんのある人の約3割の人々の発作をコントロールすることが難しく、また4割ほどの人が社会参加を阻害され、在宅で過ごさざるを得ないというのが現状です。

てんかんのある人々の社会参加をより具現化し、国民の多くにてんかんについての正しい知識をもってもらうために、私たち公益社団法人日本てんかん協会は1976年の設立以来、多岐にわたる活動を続けてまいりました。その中で、2013年より10月をてんかんを社会に広く知ってもらうための強化月間「てんかん月間」として、日本てんかん学会と協働して取り組んできました。

しかしながら、昨年の改正道路交通法や自動車運転死傷処罰法の施行などもあり、てんかんに対する社会の根深い無理解から、新たな不利益を被る人がいることも改めて実感しています。このため、社会啓発、療育指導、調査研究、施策推進といった「てんかん運動」について、より積極的に社会に周知、推進していきたいと考えております。

私たちの活動は、その基本的な財源を会員による会費で賄ってきておりますが、より求められる多様な活動に取り組むためには、多くの皆さまからのご支援をお願いする必要があります。昨今の社会経済情勢を反映して、会費と同様に各種社会貢献の恩恵にあずかることは大変厳しくなっており、まいりました。

このため、各種事業基金を創設し、ご賛同いただける事業に対し、広く皆さまからのご寄附をいただくことで、より多岐にわたる活動に取り組んでまいります。

つきましては、私たちの活動の趣旨をご理解いただき、その運営費の一助として各種基金へのご支援を何卒お願いいたします。

2015年1月5日

公益社団法人日本てんかん協会

会長 鶴井 啓司

■基金の名称・目的・用途

1. 山内俊雄国際基金

AOEC（アジアオセアニアてんかん学会議）への参加など、アジアオセアニア諸国との国際交流に関する各種事業の支援

1. てんかんのある人やその家族、波の会会員の国際会議等交流事業への派遣
2. 諸外国のてんかん運動関係者の日本招聘
3. 国際交流イベントの開催
4. 海外資料の翻訳と外国語資料の作成
5. その他基金の目的に沿う事業

<送金先> 三菱UFJ銀行 高田馬場支店（普）1825560
公益社団法人日本てんかん協会 会長 梅本里美

2. MOSES（モーゼス）基金

MOSES（当事者のためのてんかん学習プログラム）事業のための、トレーナー育成、研修プログラムの実施などの各種事業の支援

1. トレーナー育成支援（学習会、トレーナー用HP運営にかかる支援等）
2. 研修プログラムの実施支援
3. その他基金の目的に沿う事業

MOSES（当事者のためのてんかん学習プログラム）事業のための、トレーナー育成、研修プログラムの実施などの各種事業の支援を、MOSES企画委員会が一般社団法人日本てんかん学会と連携して行う事業

1. MOSES専用サイトの運営
2. MOSESプログラムの実施運営事業
3. その他基金の目的に沿う事業

<送金先> みずほ銀行 早稲田支店（普）2115610
公益社団法人日本てんかん協会 会長 梅本里美

3. 災害支援基金

大きな災害が起きた際の現地支援（相談活動など）や各種機関と連携した支援体制の構築（くすりの手配など）、また被災者への直接的支援（一時見舞金給付など）の各種事業への支援

1. 現地支援（支援センター設置、派遣等に係る費用支援等）
2. 被災者支援（一時見舞金給付等）
3. その他基金の目的に沿う事業

<送金先> 三菱UFJ銀行 高田馬場支店（普）0308566
公益社団法人日本てんかん協会 会長 梅本里美

■寄附対象者

基金の趣旨目的にご賛同いただける個人および法人等（企業・団体）の皆さま

■寄附目標額・期間

特に定めておりませんが、いただいたご寄付を基金として積み立てて運用し、事業計画・用途に示した事業に取り組んで参ります。恒久的事業として募金活動を行います。

■寄附額

1,000円以上（できるだけ毎年のご協力をお願いいたします。）

■払込方法

基金へご寄附をいただける方は、お手数ですが、「基金寄附申出書」をご記入のうえ、本部事務局（FAX:03-3202-7235）まで、ご返信ください。ご送金は、下記、各基金指定口座へお願いします（送金手数料は、振込人様のご負担にてお願いいたします）。

■免税措置

本協会へのご寄附は、特定公益増進法人及び租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項の要件を満たす法人への寄附として、税制上の優遇措置を受けることができます。なお、紛失等による領収書の再発行はいたしかねますのでご了承ください。

基金寄附申出書

年 月 日

公益社団法人日本てんかん協会
会長 梅本 里美 様

(寄附者)

住所 〒

フリガナ

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

貴会のでんかん運動を応援するため、次のとおり寄附を申し出ます。

記

寄附金額	金 _____ 円
希望する基金 (1つ選んでください)	<input type="checkbox"/> 山内国際基金 <input type="checkbox"/> MOSES基金 <input type="checkbox"/> 災害支援基金
立場 (1つ選んでください)	<input type="checkbox"/> 患者本人 <input type="checkbox"/> 患者家族 <input type="checkbox"/> 専門職 <input type="checkbox"/> 企業・団体 <input type="checkbox"/> その他 (_____)
協会へのメッセージ や寄附金の使い道に ついての要望等があ りましたらご記入く ださい。	

(注) ご寄附いただいた方からのメッセージを、情報誌「波」・支部情報紙等に掲載することがありますのでご了承ください (お名前を公表することはありません)。